

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R8. 4. 3	R8. 6. 2	・ 土壤汚染調査委託単価表 令和 4 年 4 月 東京都都市整備局 ・ 3 都市総企第275号「土壤汚染調査委託単価表の一部改定（令和 4 年 4 月1日）」 ・ 土壤汚染調査委託単価表 令和 5 年 4 月 東京都都市整備局 ・ 4 都市総企第300号「土壤汚染調査委託単価表の一部改定（令和 5 年 4 月 1 日）」 ・ 土壤汚染調査委託単価表 令和 6 年 4 月 東京都都市整備局 ・ 6 都市総企第1号「土壤汚染調査委託単価表の一部改定について（通知）」 ・ 土壤汚染調査委託単価表 令和 8 年 4 月 東京都都市整備局 ・ 7 都市総企第363号「土壤汚染調査委託単価表の一部改定について（通知）」	※		1								1				(7 条 6 号) 単価表中の単価及び注意書き中の単価に関する部分並びに出典等各単価表の金額を算出する根拠となった部分は、都の契約事務に関する情報であって、公にすることにより、都の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 通知文の内線番号は、公にしていない都の内部管理情報であり、公にすることにより都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局 総務部 企画技術課
2	R8. 5. 21	R8. 6. 4	東村山市富士見町四丁目〇-〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇における 建築基準法旧第 4 3 条第 1 項ただし書き許可に関する道の協定書、承諾書及び協定図	2	1													—	都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第二課
3	R8. 4. 6	R8. 6. 5	「東京における都市計画道路の整備方針（案）」パブリックコメントで提出された意見原本の一部	※		1					1							(7 条 2 号) 氏名、年齢・年代、性別、個人の思想、住所及び住所の特定につながる情報（他の情報と照合することにより個人を特定することができる情報を含む。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	都市整備局 都市基盤部 街路計画課
4	R8. 4. 6	R8. 6. 5	「東京における都市計画道路の整備方針（案）」パブリックコメントで提出された意見原本の一部	※		1					1							(7 条 2 号) 氏名、年齢・年代、性別、個人の思想、住所及び住所の特定につながる情報（他の情報と照合することにより個人を特定することができる情報を含む。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	都市整備局 都市基盤部 街路計画課
5	R8. 4. 8	R8. 6. 5	「東京における都市計画道路の整備方針（案）」 パブリックコメントで提出された以下に該当する意見原本の一部 4-8 小金井3・4・1号線 66 小金井3・4・11号線外 67 小金井3・4・12号線 87 武蔵野公園、野川公園付近の野川周辺の道路 90 小金井市内の道路全般	※		1					1							(7 条 2 号) 氏名、年齢・年代、性別、個人の思想、住所及び住所の特定につながる情報（他の情報と照合することにより個人を特定することができる情報を含む。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	都市整備局 都市基盤部 街路計画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 在 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R8. 4. 23	R8. 6. 5	「東京における都市計画道路の整備方針（案）」パブリックコメントで提出された意見原本の一部	※	1				1									(7 条 2 号) 氏名・年齢・年代・性別・個人の思想、住所及び住所の特定につながる情報（他の情報と照合することにより個人を特定することができる情報を含む。）は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	都市整備局 都市基盤部 街路計画課
7	R8. 5. 8	R8. 6. 5	許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第34期） / 損益計算書（第34期） / 役員等の一覧表（令和7年5月12日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第36期） / 損益計算書（第36期） / 役員等の一覧表（令和4年8月23日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第55期） / 損益計算書（第55期） / 役員等の一覧表（令和5年1月21日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第28期） / 損益計算書（第28期） / 役員等の一覧表（令和5年10月26日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第37期） / 損益計算書（第37期） / 役員等の一覧表（令和7年3月14日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第27期） / 損益計算書（第27期） / 役員等の一覧表（令和8年4月16日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第34期） / 損益計算書（第34期） / 役員等の一覧表（令和7年1月29日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第59期） / 損益計算書（第59期） / 役員等の一覧表（令和5年4月3日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第36期） / 損益計算書（第36期） / 役員等の一覧表（令和5年7月20日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第27期） / 損益計算書（第27期） / 役員等の一覧表（令和5年10月27日受付）	※	1													—	都市整備局 市街地建築部 建設業課
8	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第64期） / 損益計算書（第64期） / 役員等の一覧表（令和3年10月14日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第19期） / 損益計算書（第19期） / 役員等の一覧表（令和4年5月13日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第35期） / 損益計算書（第35期） / 役員等の一覧表（令和5年6月23日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第17期） / 損益計算書（第17期） / 役員等の一覧表（令和5年10月11日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第29期） / 損益計算書（第29期） / 役員等の一覧表（令和6年6月24日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第63期） / 損益計算書（第63期） / 役員等の一覧表（令和7年1月14日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第22期） / 損益計算書（第22期） / 役員等の一覧表（令和7年5月29日受付） 許可番号〇〇 〇〇有限会社 貸借対照表（第35期） / 損益計算書（第35期） / 役員等の一覧表（令和7年8月18日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第49期） / 損益計算書（第49期） / 役員等の一覧表（令和8年1月14日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第22期） / 損益計算書（第22期） / 役員等の一覧表（令和8年2月4日受付）	※	1													—	都市整備局 市街地建築部 建設業課
9	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第29期） / 損益計算書（第29期） / 役員等の一覧表（令和6年2月7日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第22期） / 損益計算書（第22期） / 役員等の一覧表（令和6年3月5日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第23期） / 損益計算書（第23期） / 役員等の一覧表（令和6年9月12日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第25期） / 損益計算書（第25期） / 役員等の一覧表（令和6年12月26日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第34期） / 損益計算書（第34期） / 役員等の一覧表（令和7年4月4日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第35期） / 損益計算書（第35期） / 役員等の一覧表（令和7年6月26日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第46期） / 損益計算書（第46期） / 役員等の一覧表（令和8年4月3日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第33期） / 損益計算書（第33期） / 役員等の一覧表（令和8年3月12日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第20期） / 損益計算書（第20期） / 役員等の一覧表（令和3年5月24日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第30期） / 損益計算書（第30期） / 役員等の一覧表（令和3年7月6日受付）	※	1													—	都市整備局 市街地建築部 建設業課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 在 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年4月10日受付)/ 変更届出書(第62期、第63期、第64期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月31日受付)/ 変更届出書(第20期、第21期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月13日受付)/ 変更届出書(第10期、第11期、第12期、第13期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月27日受付)/ 変更届出書(第23期、第25期、第26期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月10日受付)/ 変更届出書(第16期、第17期、第18期、第19期、第20期)	※		1						1						(7 条 4 号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課
11	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月19日受付)/ 変更届出書(第47期、第48期、第49期、第50期、第51期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年4月16日受付)/ 変更届出書(第48期、第49期、第50期、第51期、第52期) 許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年5月14日受付)/ 変更届出書(第38期、第39期、第40期、第41期、第42期) 許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和8年4月9日受付)/ 変更届出書(第49期、第50期、第51期、第52期、第53期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年4月7日受付)/ 変更届出書(第39期、第40期、第41期、第42期、第43期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月26日受付)/ 変更届出書(第81期、第82期、第83期、第84期、第85期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月18日受付)/ 変更届出書(第44期、第45期、第46期、第47期) 許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和4年11月29日受付)/ 変更届出書(第49期、第50期、第51期、第52期)	※		1						1						(7 条 4 号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課
12	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和8年2月5日受付)/ 変更届出書(第45期、第46期、第48期、第49期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和5年6月14日受付)/ 変更届出書(第43期、第45期、第46期、第47期) 許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書(令和4年2月15日受付)/ 変更届出書(第46期、第47期) 許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月19日受付)/ 変更届出書(第52期、第53期、第54期)	※		1						1						(7 条 4 号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課
13	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書(令和4年10月25日受付)/ 変更届出書(第49期、第50期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和4年10月7日受付)/ 変更届出書(第44期、第45期) 許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和5年12月25日受付)/ 変更届出書(第43期、第44期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月5日受付)/ 変更届出書(第33期、第34期) 許可番号〇〇 〇〇 株式会社建設業許可申請書(令和3年10月15日受付) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月4日受付)/ 変更届出書(第13期、第14期、第15期、第16期、第17期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年4月3日受付)/ 変更届出書(第7期、第8期、第9期、第10期、第11期、第12期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年4月21日受付)/ 変更届出書(第44期、第45期、第46期、第47期、第48期) 許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年2月19日受付)/ 変更届出書(第22期、第23期、第24期、第25期、第26期) 許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月24日受付)/ 変更届出書(第26期、第27期、第28期、第29期、第30期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月17日受付)/ 変更届出書(第12期、第13期、第14期、第15期、第16期)	※		1						1						(7 条 4 号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和5年3月17日受付)/ 変更届出書(第29期、第30期、第31期) 許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和5年8月4日受付)/ 変更届出書(第15期、第16期、第17期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和7年6月20日受付)/ 変更届出書(第18期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年4月13日受付)/ 変更届出書(第42期、第43期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和3年6月7日受付)/ 変更届出書(第21期、第22期) 許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和8年4月20日受付)/ 変更届出書(第54期、第55期、第56期、第57期、第58期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書(令和8年3月26日受付)/ 変更届出書(第11期、第12期、第13期、第14期、第15期)	※		1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課
15	R8. 5. 15	R8. 6. 11	許可番号〇〇 〇〇株式会社 建設業許可申請書(令和8年3月25日受付)/ 変更届出書(第50期、第51期、第52期、第53期、第54期)	※	1														—	都市整備局 市街地建築部 建設業課
16	R8. 6. 1	R8. 6. 15	〇〇課長代理(以下、課長代理と記す)は、地方自治法第138条の二の二及び・公文書条例等にも反していると思われる。課長代理から送付された文書は、日付も発信者名も無い文書であり、その上、課長代理が所管する高齢者・障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例において、趣旨(第一条)、定義(第二条)等に対して一切対応しない文書である。 この文書によると、問い合わせ一覧のみ記載しており、東京都は案内所の役割しか果たしていないことは法令違反だと思うので、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例に対しての決裁協議等関連する一切の文書					1											当該文書を現に保有しておらず存在しないため。	都市整備局 市街地建築部 建築企画課
17	R8. 6. 2	R8. 6. 15	令和6年度議案第1006号に係る泊江市岩戸南4-〇-〇における建築基準法第43条第2項第2号の許可に関する協定図、協定書、協定承諾書	3	1														—	都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第一課
18	R8. 4. 17	R8. 6. 16	令和6年度管外出張行程表(令和6年5月5日から同月12日まで)	1		1					1								(7条2号) 職員の自宅最寄り駅名並びに職員の自宅最寄り駅に関わる路線名及び金額は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))。	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課
19	R8. 4. 17	R8. 6. 16	被災地(石川県)での活動状況等の報告書(令和6年4月29日から5月5日まで)及び旅費計算の根拠資料	4		1					1								(7条2号) 職員の通勤経路は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課
20	R8. 6. 1	R8. 6. 16	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和8年5月末現在)	※	1														—	都市整備局 市街地建築部 建設業課
21	R8. 6. 4	R8. 6. 17	許可番号〇〇 〇〇株式会社 変更届出書(第55期、第54期、第53期、第52期、第51期)建設業許可申請書R8年4月8日受付分 許可番号〇〇 株式会社〇〇 変更届出書(第34期)	※		1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課
22	R8. 6. 5	R8. 6. 17	許可番号〇〇 〇〇株式会社 変更届出書(第48期)	30	1														—	都市整備局 市街地建築部 建設業課
23	R8. 4. 30	R8. 6. 17	東京都板橋区〇〇〇〇地区のタワーマンション(「〇〇〇〇」)に関する文書のうち ④建築計画概要書	57	1														—	都市整備局 市街地建築部 建築指導課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局 部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号				
25 ②	R8. 5. 20	R8. 6. 22	・〇〇地区第一種市街地再開発事業 変更事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (案) ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書【変更後】 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・事業計画書 ・事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (案) ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 第三回変更 ・〇〇地区市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区市街地再開発事業 事業計画書 ・東京都市計画事業 〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・東京都市計画事業 〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・事業計画書 ・事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (案) ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書<変更後> ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (案) ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (案) ・事業計画書 ・事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 (第2回変更) ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 <変更後> ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・事業計画書 (案) ・〇〇地区 事業計画書 (第五回変更) ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・事業計画書 ・〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書 ・事業計画書 ・事業計画書 <td>※</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>都市整備局 市街地整備部 再開発課</td>	※	1																—	都市整備局 市街地整備部 再開発課
26	R8. 6. 8	R8. 6. 22	〇〇地区第一種市街地再開発事業 事業計画書	※	1															—	都市整備局 市街地整備部 再開発課	
27	R8. 6. 8	R8. 6. 22	平成28年5月11日付28都市整再第137号「〇〇地区第一種市街地再開発事業特定建築者募集要領の制定について」	130	1															—	都市整備局 市街地整備部 再開発課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局 部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
28	R8. 6. 16	R8. 6. 22	許可番号〇〇 〇〇株式会社 変更届出書（第2期、第3期、第4期）/変更届出書 R4年11月18日受付分/建設業許可申請書 R4年722日受付分	97		1							1					(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課	
29	R8. 5. 26	R8. 6. 23	許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第16期）/ 損益計算書（第16期）/ 役員等の一覧表（令和8年3月2日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第54期）/ 損益計算書（第54期）/ 役員等の一覧表（令和8年4月3日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第28期）/ 損益計算書（第28期）/ 役員等の一覧表（令和8年5月14日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第14期）/ 損益計算書（第14期）/ 役員等の一覧表（令和4年2月22日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第21期）/ 損益計算書（第21期）/ 役員等の一覧表（令和4年5月23日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第17期）/ 損益計算書（第17期）/ 役員等の一覧表（令和4年11月4日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第35期）/ 損益計算書（第35期）/ 役員等の一覧表（令和4年11月11日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第68期）/ 損益計算書（第68期）/ 役員等の一覧表（令和5年4月20日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第17期）/ 損益計算書（第17期）/ 役員等の一覧表（令和5年11月2日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第13期）/ 損益計算書（第13期）/ 役員等の一覧表（令和6年6月27日受付）	※	1													—	都市整備局 市街地建築部 建設業課	
30	R8. 5. 29	R8. 6. 24	許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第12期）/ 損益計算書（第12期）/ 役員等の一覧表（令和6年5月16日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第13期）/ 損益計算書（第13期）/ 役員等の一覧表（令和6年7月11日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第19期）/ 損益計算書（第19期）/ 役員等の一覧表（令和8年4月10日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第10期）/ 損益計算書（第10期）/ 役員等の一覧表（令和7年9月10日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第14期）/ 損益計算書（第14期）/ 役員等の一覧表（令和7年8月20日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第10期）/ 損益計算書（第10期）/ 役員等の一覧表（令和8年2月4日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（第52期）/ 損益計算書（第52期）/ 役員等の一覧表（令和6年6月4日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第11期）/ 損益計算書（第11期）/ 役員等の一覧表（令和4年10月25日受付） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 貸借対照表（第37期）/ 損益計算書（第37期）/ 役員等の一覧表（令和5年2月17日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（第11期）/ 損益計算書（第11期）/ 役員等の一覧表（令和5年3月28日受付）	※	1														—	都市整備局 市街地建築部 建設業課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
31	R8. 4. 24	R8. 6. 24	派遣名簿（平成30年度から令和 8 年度まで） 派遣受入名簿（平成30年度から令和 8 年度まで） 覚書（派遣元が独立行政法人〇〇であるものに限る。）	※	1													—	都市整備局 総務部 総務課
32	R8. 4. 24	R8. 6. 24	覚書（派遣元が独立行政法人〇〇のものを除く。） 覚書の一部を改正する覚書	※		1						1		1				（7 条 2 号） 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7 条 4 号） 印影は、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局 総務部 総務課
33	R8. 4. 27	R8. 6. 25	解体工事等業登録番号第〇〇 株式会社〇〇 解体工事登録申請書一式（令和4年5月27日受付）	※		1						1	1	1				（7 条 2 号） 申請時において既に受けている登録、電話番号、生年月日、賞罰のうち年月日、賞罰のうち賞罰の内容、証明者、生年月日、使用者の商号又は名称、使用された期間、職名、実務経験の内容、実務経験年数、実務経験の内容についての補足記載のうち期間、合計年数、世帯主、氏名、生年月日、性別、旧氏、続柄、住定年月日、住定届出年月日、住民となった日、本籍、筆頭者、前住所、個人番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7 条 3 号） 賞罰のうち年月日、賞罰の内容等は、法人が事業を営む上での内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7 条 4 号） 会計年度任用職員の印影、署名等は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局 市街地建築部 建設業課
34	R8. 4. 30	R8. 6. 26	東京都板橋区〇〇〇〇地区のタワーマンション（「〇〇〇〇」）に関する文書 ⑥付近見取図 ⑦配置図 ⑧各階平面図 ⑨立面図 ⑩断面図	17		1						1		1				（7 条 2 号） 担当者の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため （7 条 4 号） 建物内部の情報は、公にすることで、建物内部の構造や用途、配置状況が把握され、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。	都市整備局 市街地建築部 建築指導課
35	R8. 6. 3	R8. 6. 30	2010年 1 月改定、2016年3月改定、2020年3月改定、2025年3月改定の防災都市づくり推進計画における木造住宅密集地域の抽出に用いた町丁別の下記のデータ ① 不燃領域率 ② 補正不燃領域率			1									1			（7 条 6 号） 都は、東京都震災対策条例に基づき、地域の危険性を都民に把握していただくために地震に関する地域危険度測定調査の結果を公開している。地域危険度測定調査の地域危険度とは別に、本不開示情報を公にした場合、都民の間に無用な混乱を生じさせるおそれがあるほか、区市も基本的に不燃領域率等は公開していないことから、都が公にすることにより、防災都市づくり推進計画の事業に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課
36	R8. 6. 17	R8. 6. 30	無申請で設置された「カーポート」に特化した違法建築について							1								本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、東京都情報公開条例第7条第2号及び同条例第7条第6号に該当する不開示情報を開示することになるため、同条例第10条に基づき存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する。	都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第一課